

令和3年度 運動の趣旨

海の事故を防止するには、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリネレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対し、海難防止思想の普及、高揚を図る必要がある。

また、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき、中央交通安全対策会議において作成される第11次交通安全基本計画(令和3年度から7年度までの5か年計画)においても、交通事故の防止は、国、地方公共団体、関係民間団体だけでなく、国民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題とされている。さらに、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成19年7月20日に施行された海洋基本法(平成19年法律第33号)に基づき作成された海洋基本計画(平成30年5月15日閣議決定)においても、施策の方向性として、海洋の安全保障及び海洋人材の育成と国民の理解の増進等を推進することとされている。

これらの趣旨を踏まえ、海の月間の時期に合わせて、「海難ゼロへの願い」をスローガンに官民の関係者が一体となって、令和3年度海の事故ゼロキャンペーンを推進することとする。

期 間

令和3年7月16日(金)から31日(土)